

重要事項説明は、お申込みの際に特にご確認いただきたい事項を説明したものです。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご理解いただいたうえで申込みくださいますようお願い申し上げます。また、本説明はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、ホームページに掲載の約款またはご契約後にお送りする約款をご確認いただきますようお願いいたします。

重要事項説明

契約概要

契約者について

契約者となるためには、当組合の組合員となる必要があります(愛知県内に事業場のある中小企業者で出資金1,000円が必要)です。

共済期間について

一共済期間は1年とします。ただし、初年度においては、責任開始日に始まり、その後最初に到来する4月1日午前0時をもって終了します。2年目以降は、更新により補償を約束する1年間とします。

共済契約の更新について

●**がん総合共済**
共済期間終了日の1か月前までに、契約者から書面による解約のお申し出がない場合、共済契約は更新されます。ただし、補償状況などにより当組合が契約の更新を不適当と認めた場合を除きます。なお、がん総合共済の加入者で満65歳を過ぎた方はがん総合共済継続I型に、がん総合共済継続I型の加入者で満75歳を過ぎた方はがん総合共済継続II型に変更して更新されます。

●がん医療共済

共済期間終了日の1か月前までに、契約者から書面による解約のお申し出がない場合、共済契約は更新されます。ただし、補償状況などにより当組合が契約の更新を不適当と認めた場合を除きます。なお、がん医療共済の加入者で満65歳を過ぎた方はがん医療共済継続I型に、がん医療共済継続I型の加入者で満75歳を過ぎた方はがん医療共済継続II型に変更して更新されます。

共済掛金の払込方法について

共済掛金の払込みは、ご指定の口座振替取扱金融機関の預金口座から毎月1日(金融機関が休業日のときは翌営業日)に自動口座振替となります。なお、初回の口座振替は、各(月掛)共済掛金の2か月分(初めての契約の場合は、出資金1,000円を加えて振替)とします。

割戻金・満期返戻金について

当組合の共済には、割戻金・満期返戻金はありません。

注意喚起情報

クーリングオフについて

契約申込者または契約者は、すでにお申込みされた共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回をすることができます。この場合、当該お申込みのすべてについて撤回してください。

お申込み時における注意事項

お申込みの際、被共済者となる方の同意を得てご加入ください。また、この際の告知(健康状態)内容が事実と異なる場合、共済金のお支払いができない場合があります。なお、健康告知内容欄に該当する方はご加入できません。

共済契約の補償開始時期

補償開始は責任開始日(申込日を含めた日から90日目の午前0時)からとします。ただし、初回共済掛金の引き落としができない場合には、この限りではありません。

共済金のお支払いの時期

共済金のお支払いに際し、請求書類による確認および特別な照会や調査の状況により、お支払いの時期が異なります。各状況に応じての支払時期は、約款に明示・規定されています。

共済金をお支払いできない場合・減額する場合

詳しくは「重要事項説明(共済金をお支払いできない主な場合)」・「重要事項説明(共済金のお支払いが制限される主な場合)」をご確認ください。

共済掛金の払込猶予期間

共済期間中に共済掛金の未納が3か月連続して生じた場合、共済契約の効力は、共済掛金の最初の未納月の翌月1日午前0時で失効します。

共済契約の終了と共済掛金および共済金

- 1. 中途解約の場合**
共済契約者は、書面の提出により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。この場合の共済期間は、脱退の届け出が受理された月の末日をもって終了とし、終了日の属する月の翌月分以降の共済掛金を払い戻します。
- 2. 資格喪失等の当然終了の場合**
被共済者が死亡・退職・退任等によって資格を失った場合、または共済期

間終了日に共済契約の制限年齢(満80歳)に達している場合、その日をもって共済契約は終了し、その日の属する月の翌月以降に対応する共済掛金を払い戻します。

3. 共済契約を無効とする主な場合

被共済者において、申込日から責任開始日の前日までに次に定める事由が生じた場合は、共済契約を無効とします。

- (1) がんと確定診断された場合
- (2) がんまたはがんを疑う傷病(後にがんと確定診断されたものに限る。)に対する医師等の指示による検査を受けた場合、または治療が開始された場合

4. 共済契約を解除する場合

- (1) 共済契約の締結時に故意または重大な過失により不実のことを告げた場合
 - (2) 共済金の請求にあたり不正行為があった場合
 - (3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している等の場合
 - (5) 共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- (1)から(5)のいずれかに該当する事実がある場合、共済期間の途中であっても契約を解除することがあります。この場合、解除理由に該当する共済金はお支払いしません。

5. 共済契約を取り消す場合

共済契約者または被共済者に詐欺または強迫行為があった場合、共済契約を取り消すことがあります。この場合既に払い込まれた共済掛金は払い戻しません。

登録内容の変更

事業所名・住所・代表者名・被共済者名等ご登録の内容に変更が生じた場合には、当該日から15日以内に書面をもってお届けください。

組合の運営について

当組合では、事業の状況につきましては組合員の皆様に公開し、健全な事業活動に努めます。なお、異常災害・事業運営の破綻等により損失金が生じた場合は、てん補のため共済金の減額または共済掛金の追徴を行うことがあります。

がん総合共済

がん診断一時金
50万円
(4口加入の場合 200万円)

がん医療共済

がん治療(手術・放射線治療・抗がん剤治療)
月額10万円を最大60回まで補償
(4口加入の場合 月額40万円)

選べる
「2種類」の
がん共済

ニーズに
合わせて
「最大4口」まで

がんに対する備えはできていますか？

愛知県中小企業共済協同組合

●本部 / 〒450-0002 名古屋市市中村区名駅4-4-38
愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階
TEL(052)587-2223(代)

●三河支局 / 〒444-0860
岡崎市明大寺本町1-34 岡崎センタービル8階
TEL(0564)22-0191(代)

○詳しい情報はホームページからもご覧いただけます。

<https://www.ack-kyosai.or.jp>



2022.6 10,000(本)



愛知県中小企業共済協同組合は、愛知県内の中小企業の経営者およびその従業員のみならず、ケガや病気などの「もしものとき」に対し、「相互扶助の精神」に基づいて一定の補償を行う、営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。「中小企業共済」とお呼びください。あいちで生まれ、あいちで育った、愛知の中小企業共済です。

がん総合共済

1年契約

自動更新型

被共済者1人につき1口あたり

▶ 共済掛金 月掛 **1,500円**

被共済者1人につき4口まで加入可

▶ 責任開始日 申込日からその日を含めて
90日目の午前0時から発効します。

▶ 加入できる方 法人の場合……… 役員と従業員の方
個人事業所の場合…… 事業主、従業員、専従者、
事業主と生計を一にする親族の方

▶ 加入年齢 満**15**歳以上満**68**歳未満の方
(最高満80歳の契約終了日まで継続可)

POINT!

がん診断一時金で治療の選択肢が大きく広がります。

補償内容 (1口あたり)		満15歳	満65歳*	満75歳*	満80歳
		自動更新			
		がん総合共済 共済掛金月掛 1,500円			
がん診断一時金		がんと確定診断されたとき 50万円		がんと確定診断されたとき 20万円 (I型) / 15万円 (II型)	
		共済期間中通算 3回を限度			
がんの治療を直接の目的とする	入院	5,000円 × 入院日数 (1サポート期間につき90日を限度)		2,500円 × 入院日数 (1サポート期間につき90日を限度)	
	手術・放射線治療	5万円 (1サポート期間につき2回を限度)		2.5万円 (1サポート期間につき2回を限度)	
	通院支援金	5万円 (1サポート期間につき1回を限度)		2.5万円 (1サポート期間につき1回を限度)	

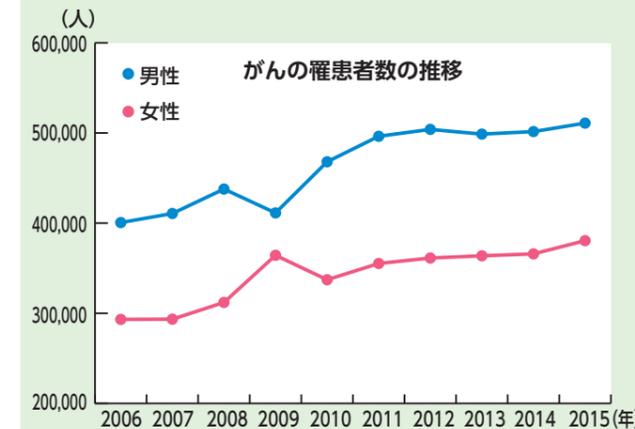
※更新について

満65歳の共済契約終了後、がん総合共済はがん総合共済継続I型に、満75歳の共済契約終了後、がん総合共済継続I型はがん総合共済継続II型に自動更新されます。ただし、新規加入時の年齢が満64歳の場合であっても責任開始日において満65歳の方は、がん総合共済継続I型の契約とします。

- サポート期間とは、起算日から24か月を経過する日までの期間をいいます。ただし、この期間の途中で共済契約が終了となった場合はその終了日までとなります。(詳しくは6頁をご覧ください。)
- 確定診断は、病理組織学的所見により医師または歯科医師によってがんと診断されたものとします。
- がん診断一時金は、責任開始日以降最初にがんと確定診断された場合を対象とし、2回目以降は共済金が支払われた確定診断の翌日から2年経過後に新たにがんと確定診断された場合を対象とします。
- 入院は、実日数のお支払いとなります。
- 手術とは、器具を用い生体に切断・摘除等の操作を加える治療行為をいいます。ただし、吸引・穿刺(造血幹細胞移植は除く)等の処置および神経ブロックは除きます。
- 放射線治療とは、体外照射、組織内照射、腔内照射による放射線の照射を行う治療行為をいいます。ただし、血液照射は除き、電磁波温熱療法は含まれます。また、放射線薬剤の内服、座薬、点滴注射等による投与は含まれません。
- 通院支援金は、退院後に通院した場合を対象とします。

がんの罹患数(診断された人数)は増加しています

一生のうち概ね2人に1人が「がん」と診断されるといわれています。

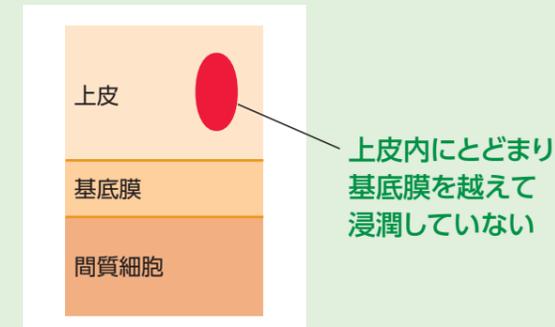


出典: 全国がん罹患モニタリング集計(国立がん研究センターがん情報サービス) 罹患数・率推計値報告(2006年から2015年)より

上皮内新生物も補償します

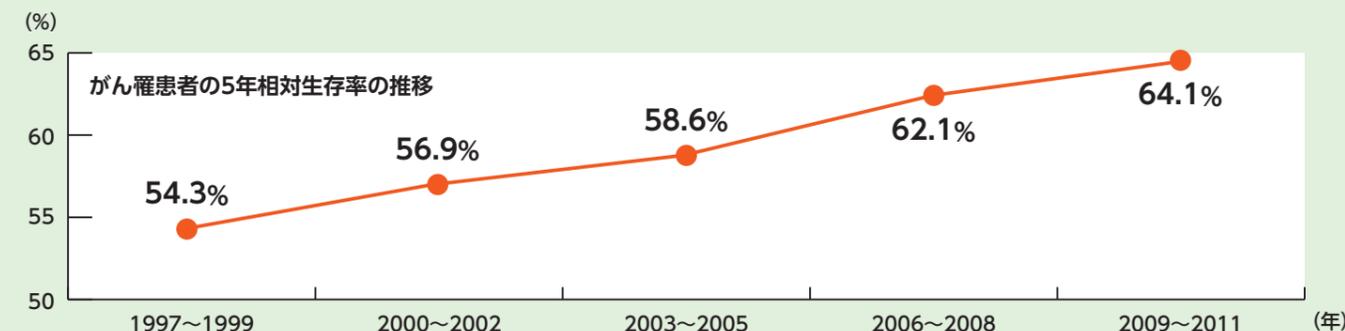
上皮内新生物とは

がん細胞が臓器の表面を覆っている上皮内にとどまり、基底膜を破壊していない状態をいいます。



がんは“共に生きる”時代へ

医療技術の進歩等によって、5年相対生存率は向上しています。だからこそ、最適な治療方法を選び、がん向き合っていくことが求められます。



出典: 国立がん罹患モニタリング集計2006-2008年5年相対生存率報告(国立がん研究センターがん対策情報センター, 2016)、2009-2011年診断症例 5年相対生存率 最新全国推計公表より ※5年相対生存率は、がんと診断された人のうち、5年後に生存している人の割合が、日本人全体で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかを表しています。

がん医療共済

1年契約

自動更新型

被共済者1人につき1口あたり

▶ 共済掛金 月掛 **2,000円**

被共済者1人につき4口まで加入可

▶ 責任開始日 申込日からその日を含めて
90日目の午前0時から発効します。

▶ 加入できる方 法人の場合……… 役員と従業員の方
個人事業所の場合… 事業主、従業員、専従者、
事業主と生計を一にする親族の方

▶ 加入年齢 満**15**歳以上満**68**歳未満の方
(最高満80歳の契約終了日まで継続可)

POINT! **がん治療月補償**や**ホルモン剤治療一時金**で、長期化する治療に備える。



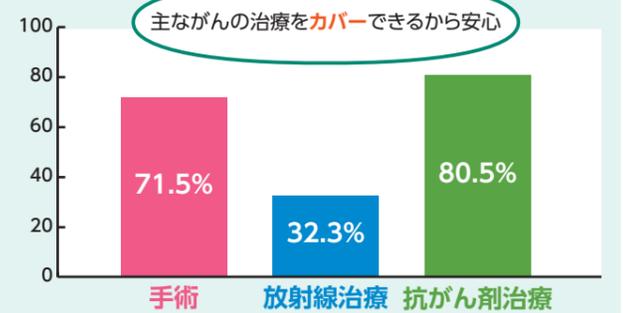
※更新について

満65歳の共済契約終了後、がん医療共済はがん医療共済継続I型に、満75歳の共済契約終了後、がん医療共済継続I型はがん医療共済継続II型に自動更新されます。ただし、新規加入時の年齢が満64歳の場合であっても責任開始日において満65歳の方は、がん医療共済継続I型の契約とします。

- **サポート期間**とは、起算日から24か月を経過する日までの期間をいいます。ただし、この期間の途中で共済契約が終了となった場合はその終了日までとなります。(詳しくは6頁をご覧ください。)
- **手術**とは、器具を用い生体に切断・摘除等の操作を加える治療行為をいいます。ただし、吸引・穿刺(造血幹細胞移植は除く)等の処置および神経ブロックは除きます。
- **放射線治療**とは、体外照射、組織内照射、腔内照射による放射線の照射を行う治療行為をいいます。ただし、血液照射は除き、電磁波温熱療法は含みます。また、放射線薬剤の内服、座薬、点滴注射等による投与は含みません。
- **抗がん剤治療**とは、治療を受けた日時点で世界保健機構の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「L01.抗悪性腫瘍薬」「L03.免疫賦活剤」「L04.免疫抑制剤」「V10.治療用放射性医薬品」に分類される医薬品を投与して、がんの破壊または発育や増殖を抑制する治療法をいい、診療を伴わない投与やホルモン剤治療は含みません。
- **ホルモン剤治療**とは、治療を受けた日時点で世界保健機構の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「L02.内分泌療法(ホルモン療法)」に分類される医薬品を投与して、がんの破壊または発育や増殖を抑制する治療法をいい、診療を伴わない投与は含みません。
- **先進医療**とは、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所での、厚生労働大臣が定める先進医療技術によるものをいい、療養を開始した日時点の定めによります。
- **先進医療の1療養**とは、先進医療の実施回数や実施期間に関わらず、1つの先進医療技術として技術料が算定されるものをいいます。

主ながん治療の受療割合

がんの治療方法で最も多いのは「手術」、「放射線治療」、「抗がん剤治療」の3つで、がんを患った人のほとんどがいずれかの治療を受けています。



出典：厚生労働省平成23年3月「平成22年度がん対策評価・分析事業(あなたの思いを聞かせてください!がん対策に関するアンケート調査)」※出典アンケートでは抗がん剤治療、ホルモン療法、分子標的治療の総称として「化学療法」を使用していますが、ここでは「国立がん研究センターがん情報サービス」サイト上の化学療法全般についてページの記述、「抗がん剤について」内の抗がん剤の種類定義に基づき、これら3治療の総称を「抗がん剤治療」と読み替えて使用しています。

がんにかかりやすい部位は男女で異なります

	男性		女性
前立腺	1位		乳房
胃	2位		大腸
大腸	3位		肺
肺	4位		胃
肝臓	5位		子宮

出典：日本の最新がん統計まとめ2017年(国立がん研究センターがん情報サービス)全国がん登録による全国がん罹患データより

がん治療月補償

給付事由に該当した日が属する月ごとに10万円(1サポート期間につき12回を限度)



加入のご案内

組合員になれる方(共済契約者)

- 愛知県内に事業場のある中小企業者の方です。法人の場合はその法人、個人事業所の場合はその事業主となります。
- 初めての契約の場合、**出資金1口 1,000円(1事業所につき)が必要です。**

補償の対象となる方(被共済者)

- 法人の場合は、役員と従業員の方
- 個人事業所の場合は、事業主、従業員、専従者および事業主と生計を一にする親族の方

指定口座と共済掛金の振替について

- 指定口座は、共済契約者名義の口座をご指定ください。
- 振替日は、毎月1日(この日が口座振替取扱金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)です。
- 初回は出資金1,000円と2か月分の共済掛金を指定口座から振替いたします。
- 共済掛金の領収書は、通帳への記帳にて代えさせていただきます。
- 共済金は、共済契約者(共済金受取人)の指定口座へお支払いいたします。

出資金について

愛知県中小企業共済協同組合は、中小企業等協同組合法にもとづいて、非営利で共済事業を行う愛知県知事が認可する事業協同組合です。愛知県内で事業を営む中小企業者の皆様に出資金を払い込みいただくことで、組合員となり、各種共済を利用することができます。

新しく組合員となられる方には、協同組合運営のために共済掛金とは別に、初回のみ出資金(1,000円)をお願いしています。

なお、この出資金は、当組合を脱退される際、ご返金させていただきます。

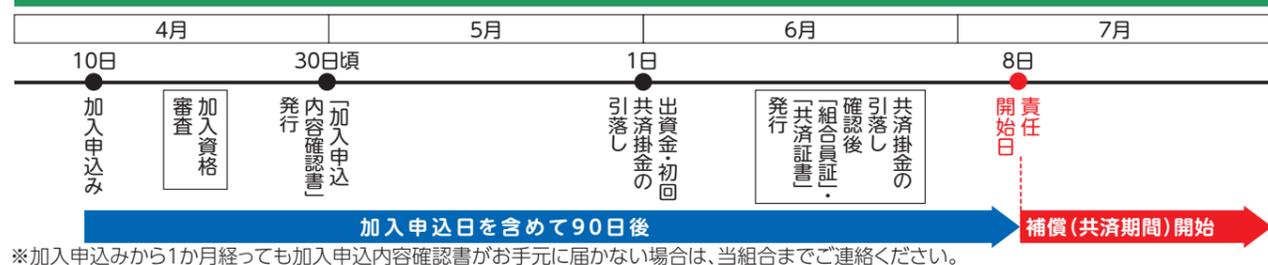
税法上の取扱い

- 法人が役員・従業員のために負担した共済掛金は、損金処理(福利厚生費)できます。
 - 個人事業主が従業員のために負担した共済掛金は、損金処理(福利厚生費)できます。事業主および事業主と生計を一にする親族のために負担した共済掛金は、損金処理できません。ただし、共済掛金の一部が契約者の生命保険料控除の対象になります。
- ※ご加入の保険・共済の契約状況により、損金処理の対象とならない場合がありますので、詳しくは当組合または所轄の税務署にご確認ください。

加入申込みからの流れ

4/10に加入申込みされた場合

がん総合共済・がん医療共済共通



重要事項説明

共済金をお支払いできない主な場合

〈がん総合共済〉

- 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失による場合
- 被共済者の犯罪行為による場合
- 被共済者の薬物依存を原因とする場合
- 被共済者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた場合
- 核燃料物質関係の特性に起因する場合
- 介護保険法に定める介護サービスの利用による場合
- 共済掛金が未納の場合
- 当組合の事業の利用につき不正行為のあった場合
- 給付事由の発生から3年以内に共済金の請求に必要な書類の提出がなかった場合
- 事実の照会について、正当な理由なく回答せず、調査の同意を拒んだ場合
- 日本国外の医療機関で治療した場合
- がん以外の治療の場合

- 手術・放射線治療において、治療を受けた日時点で公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表に算定されない場合

〈がん総合共済〉

- 入院において、治療を受けた日時点で公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表に算定されない場合
- 通院支援金において、死亡により退院した場合

〈がん医療共済〉

- 抗がん剤治療・ホルモン剤治療において、治療を受けた日時点で公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表に算定されない場合
- 先進医療において、療養を開始した日時点で厚生労働大臣が定める先進医療技術に該当しない場合

共済金のお支払いが制限される主な場合

〈がん総合共済〉

- 同一または複数の病院・診療所で、同じ日に2回以上入院した場合
- 同一または複数の病院・診療所で、同じ日に2回以上手術または放射線治療をした場合

〈がん医療共済〉

- 同一または複数の病院・診療所で、同じ月に2回以上治療を受けた場合

サポート期間・起算日

起算日から24か月を経過する日までの期間をいいます。ただし、この期間の途中で、共済契約が終了となった場合はその終了日までとなります。

事例1【サポート期間が離れている場合】



事例2【サポート期間が継続している場合】



※起算日は、がんの確定診断日・がんの入院開始日・放射線治療や抗がん剤治療などの治療開始日のうち、最も早い日の属する月の1日とします。

健康告知内容

加入される方が、下記の1~4のいずれかに該当する場合は加入できません。
下記に該当しない方は、加入申込書の該当箇所に加入同意告知印を押印してください。

1. 申込日現在において、身体または精神に残る障害のため、食事や着替えのとき人の手助けを必要とするなど、身体に異常があり、正常に就業し、また日常生活を営むことが難しい。
2. 過去3か月以内に、診察の結果、医師から入院、手術をすすめられたことがある。または、現在入院中である。
3. 過去3か月以内に、がん(がんの疑いがあると医師に指摘されている場合を含む)、異形成・多発性ポリープ(ポリポシス)・潰瘍性大腸炎・クローン病・肝硬変・慢性肝炎・慢性膵炎・食道動脈瘤・慢性腎炎・慢性腎不全・慢性閉そく性肺疾患・肺線維症・塵肺・けい肺・間質性肺炎・白斑症で、医師の診察、検査、治療、投薬のいずれかを受けたことがある。
4. 過去5年以内に、医師によるがんの治療を受けたことがある。

「がん」とは(1)~(8)のものをいいます

- (1) 悪性新生物 (2) 上皮内新生物 (3) 真正赤血球増加症<多血症> (4) 骨髄異形成症候群 (5) 慢性骨髄増殖性疾患
- (6) 本態性(出血性)血小板血症 (7) 骨髄線維症 (8) 慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]

加入申込書 兼 預金口座振替届出書 記入時のご注意

- 1 申込日**
郵送の場合は消印日となり、当組合に届け出た場合は届出日となります。
- 2 契約者欄・被共済者欄**
訂正される際は、訂正になる箇所の該当部分に二重線を引き、必ず代表印を押印し、訂正してください。修正テープなどによる訂正は無効となります。
- 3 契約共済種類**
申込を希望される共済種類および加入口数を○で囲んでください。
- 4 重要事項説明確認・加入同意告知印(意向確認印)**
被共済者となる方が、申込を希望される各共済の「重要事項説明」を確認し、「健康告知内容」の各項目に該当がないこと、補償内容など総合的に判断して意向に沿った内容であることを確認のうえ、押印してください。「健康告知内容」に該当される方はお申込みできません。

指定口座・金融機関お届け印

共済契約者名義の口座をご指定ください。指定口座記入欄の上下部分とも同じ口座をご記入ください。(点線より下部分は金融機関にて保管となるため)金融機関へお届けの印鑑をハッキリ押印してください。訂正される際は、訂正になる箇所の該当部分に二重線を引き、必ず金融機関へのお届け印を押印し、訂正してください。修正テープなどによる訂正は無効となります。

加入申込書 兼 預金口座振替届出書に記載されている①~⑥と照らし合わせながらご記入をお願いします。

押印時のご注意

ご印鑑は、1つだけ鮮明に押印してください。右の場合は受け付けできませんのでご注意ください。



中小企業共済の相談・苦情窓口のご案内

当組合では、次の窓口において、ご相談や苦情をお受けします。

1 当組合お客様相談室

電話:0120-00-9967
受付時間:平日9:00から17:00まで(土日祝日、年末年始を除く。)

2

当組合との間で解決できない場合は、愛知県弁護士会紛争解決センターへご相談いただくことができます。同センターでは、あっせん・仲裁により、解決支援業務を行います。

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話:052-203-1777 住所:〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 愛知県弁護士会館2階
受付時間:平日10:00から16:00まで(土日祝日、年末年始を除く。)

個人情報保護方針

詳細は中小企業共済ホームページ <https://www.ack-kyosai.or.jp> をご確認ください。

中小企業共済では、お客様の信頼を第一と考え、個人情報の取り扱いに関して方針を定め、お預かりしているお客様の大切な情報の適正な管理、利用と保護に努めております。

1.情報の収集と利用目的

お客様の情報の収集は、契約の締結・維持管理のために必要な最小限のものとなります。これらの情報は、共済事業の健全な運営や、よりよい商品、サービスの提供等のために利用します。

2.収集する情報の種類

共済契約の締結に必要な情報として、お客様の住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等を収集させていただいております。

3.情報の収集方法

主に共済加入申込書やハガキによりお客様の情報を収集させていただいております。また、インターネットやアンケート等で情報を収集させていただく場合があります。

4.情報の提供

お客様の情報は、業務上必要がある場合のみ利用し、次の場合を除いて外部に提供することはありません。

- (1) お客様が同意されている場合
- (2) 法令により必要と判断される場合
- (3) 共済事業の健全な運営のために必要な場合
- (4) 利用目的の達成のために代理所等に業務を委託する場合

(5) 公共の利益のために必要とされる場合

5.情報の管理
お客様の情報を正確かつ最新ののものにするために、常に適切な措置を講じます。また、情報への不正なアクセスを防止するために、必要な措置を講じます。なお、外部に業務を委託する場合も当組合が責任をもち、目的外に情報を利用しないように適切な管理を求めます。

6.情報の開示・訂正

お客様からご自身に関する情報の開示・訂正のご依頼があった場合は、請求者ご本人であることを確認させていただいた上で、特別な理由のない限り回答・訂正させていただきます。